

○湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第42号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、湯梨浜町補助金等交付規則（平成16年湯梨浜町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、町内の賃貸住宅に入居する移住定住者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、移住定住者の住生活の安定向上を図り、人口増加により町の活性化を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住定住者 補助金の交付を申請した日において、県外から、転勤、就学その他一時的な居住ではなく、定住の意思をもって転入して6箇月を経過しておらず、本町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録（以下「住民登録」という。）がある者又は県外から県内の市町村に転入して6箇月を経過していない者で、補助金の交付を受けてから3年以上町に定住しようとする者をいう。ただし、補助金の申請日前1年以内に県内から転出したことがある者を除く。
- (2) 賃貸住宅 賃貸住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次の住宅を除く。
  - ア 町営、県営住宅等の公的賃貸住宅
  - イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
  - ウ 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）以外が締結した賃貸借契約に基づく住宅
  - エ 申請者及び世帯員の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）が所有し、又は居住する住宅
  - オ その他町長が補助金の目的に合致しないと認める住宅
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費及び駐車場使用料等の住居以外の費用を含む場合は、当該住居以外に係る費用を除いた額と

する。

- (4) 住宅手当 事業主が、従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
  - (5) 実質家賃負担額 家賃から住宅手当を控除した額をいう。
  - (6) 税等 市町村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税又は国民健康保険料及び延滞金をいう。
- (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 移住定住者であること。
- (2) 交付申請日において、町内の賃貸住宅に入居し、かつ、現にその住所に居住していること。
- (3) 補助対象者が、賃貸住宅の家賃を支払っていること。
- (4) 自治会に加入をしていること。
- (5) 他の公的制度による家賃助成等を受けていないこと。
- (6) 税等を完納していること。（申請日が属する年の1月1日現在において他市町村に住所がある場合はその市町村の税等）
- (7) 家賃を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (9) 過去にこの告示に基づく補助金を受けたことがない世帯であること。

(補助金の算定等)

第5条 補助金の月額は、実質家賃負担額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、予算の範囲内でこれを交付するものとする。ただし、補助金の月額上限は1万円とする。

- 2 補助金の補助対象期間は、第7条に規定する交付決定のあった月から1年間とする。
- 3 町長は、前項の規定にかかわらず、第9条に規定する要件に該当した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の申請)

第6条 申請者は、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 戸籍の附票の謄本
- (2) 入居している賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 給与所得のある世帯員全員の住宅手当の額が確認できる書類又は湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (4) 湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金家賃内訳証明書（様式第3号）（賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合に限る。）
- (5) 市町村税の納税証明書（発行日から1箇月以内のものとし、写しでも可とする。）
- (6) 自治会加入証明書（様式第4号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1世帯につき1件とし、複数の申請は全て無効とする。

（交付決定等）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、次の各号に掲げる家賃の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、補助対象事業が完了したときは事業完了後1箇月以内に、補助対象事業が中止又は廃止したときは、中止又は廃止の日から20日を経過する日までに、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 4月から9月までの家賃 当該期間の属する年度の9月30日まで
- (2) 10月から3月までの家賃 当該期間の属する年度の3月31日まで

2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、結果を補助金交付決定者に通知するとともに、補助金の額が確定した場合には、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金の額の確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（資格の喪失）

第9条 補助金交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金を受ける資格を喪失する。

- (1) 他の住宅へ転居したとき。ただし、次条の規定に該当する場合は、この限りでない。
- (2) 住民登録を、他の市町村へ異動させたとき。

- (3) 第4条第2号から第8号に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 正当な理由なく第11条に規定する申請を怠ったとき。
- (5) 偽りその他不正の行為により補助金交付決定者となったとき。
- (6) その他この告示の規定に違反したとき。

(転居の場合の継続)

第10条 補助金交付決定者が町内の他の賃貸住宅に転居し、引き続き第4条第2号から第8号に規定する要件を満たす場合は、継続して助成を受けることができるものとし、町内の賃貸住宅以外の住宅に転居した場合は、転居した日の属する月まで助成を受けることができるものとする。

(申請事項の変更等)

第11条 補助金交付決定者は、第9条第1項の各号に掲げる資格喪失要件に該当したとき及び前条の規定により助成の継続を受けるとき並びにこの告示に定める提出書類の記載内容に変更等があったときは、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業変更承認申請書（様式第8号）に当該変更等を証する書類を添えて、町長に速やかに申請しなければならない

(補助金の変更及び取消し)

第12条 町長は、前条の申請があったときは、第7条の規定により交付決定した内容について変更し、又は取り消すことができる。

2 前項の規定により交付決定の変更又は取消しをしたときは、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業変更承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金額の変更)

第13条 家賃又は住宅手当の増減等により、第5条第1項の規定による補助金の額に変更があったときは、当該変更のあった月から適用する。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金交付決定者が、補助金の交付を受けた日から3年以内に他の市町村へ転出したときは、やむを得ないものと認める場合を除き、補助金の交付決定を取消し、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第15条 町長は、補助金の適正な執行のため、必要があると認めるときは、補助金交付決定者に対して報告を求め、補助金交付決定者の承諾を得て職員に当該補助金交付決定者の調査をさせることができる。

(着手届及び完了届)

第16条 据助対象事業の着手届及び完了届の提出は省略することができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、據助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月12日告示第59号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所  
氏 名 ㊞  
電話番号

湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金交付申請書

年度において標記補助金を下記のとおり受けたいので、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称 湯梨浜町移住定住者家賃助成事業

2 交付申請額 円

3 内容

住宅の概要	貸主	住 所							
		氏名・名称							
		管理会社 又は管理者							
	賃貸借契約年月日	年 月 日							
	借主(契約者氏名)								
	家賃(月額)	共益費、管理費及び駐車場使用料等の住居以外の費用を除く							
住宅手当の世帯合計								円	
実質家賃負担額	(家賃) - (住宅手当の世帯合計)								
								円	
公的制度による家賃補助	1 受けていない 2 受けている								
家賃の滞納	1 有 2 無								

### 3 添付書類

- (1) 戸籍の附票の謄本
- (2) 入居している賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 給与所得のある世帯全員の住宅手当の額が確認できる書類又は住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (4) 家賃内訳証明書（様式第3号）（賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合に限る。）
- (5) 市町村税の納税証明書（発行日から1箇月以内のものとし、写しでも可）
- (6) 自治会加入証明書（様式第4号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

#### 【同意事項】

本補助金の交付に係る審査及び交付後3年間の居住状況の確認等のため、私及び私と世帯を同じくする者に係る住民基本台帳の記録及び納税状況等個人情報に関し、町長が関係機関に照会し、調査することに同意します。

また、本申請に伴い、湯梨浜町が暴力団を排除するための措置を講じるため必要がある場合は、この申請書に記載した事項をもって倉吉警察署に照会することについて同意します。

氏　名

㊞

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

給与等の支払者

所在地

名 称

氏 名

㊞

#### 湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者 住 所

氏 名

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している

住宅手当月額 円 ( 年 月 )

(2) 支給していない

#### 【注意事項】

- 1 住宅手当は、住宅に関し事業主が従業員に対して支給又は負担する全ての手当等をいいます。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)いずれかに○をつけ、支給している場合は直近の住宅手当月額を記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

貸主住所  
氏 名 印

湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金家賃内訳証明書

下記の者の家賃等の内訳について、次のとおり証明します。

記

1 借主 建物名称

住 所

氏 名

2 家賃等の内訳

内 訳	年 月分家賃						
住宅部分の家賃額							円
共益費及び管理費							円
駐車場使用料 (別途徴収している場合)							円
その他 ( )							円
支払合計額(月額)							円

【注意事項】

貸主が公的団体の場合は公印を、法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

自治会の名称  
代表者氏名

㊞

自治会加入証明書

湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金の申請にあたり、下記の者（世帯）について、  
当自治会に加入していることを証明します。

記

1 対象者 住 所

氏 名

様式第5号(第7条関係)

第 年 月 号  
号 日

申請者 様

湯梨浜町長

印

年度湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金については、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助対象事業は、 年 月 日付で申請のあった湯梨浜町移住定住者家賃助成事業として、その内容は申請書の内容欄記載のとおりとする。ただし、補助対象事業内容及び経費に変更が生じた場合は、変更承認申請をしなければならない。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。  
補助対象事業に要する経費 金 円  
補助金の額 金 円( 年 月分～ 年 月分)
- 3 申請者は、湯梨浜町補助金等交付規則(平成16年湯梨浜町規則第50号)及び湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金交付要綱(平成30年湯梨浜町告示第42号)に従わなければならない。
- 4 この補助金に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 5 付帯条件
  - (1) 補助金の交付を受けた日から3年以内に転出しないこと。
  - (2) 前号に掲げる付帯条件に該当したときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。
  - (3) 4月から9月までの家賃については、当該期間の属する年度の9月30日までに実績報告書(様式第6号。以下「報告書」という。)を提出すること。
  - (4) 10月から3月までの家賃については、当該期間の属する年度の3月31日までに報告書を提出すること。
  - (5) 補助対象事業が完了したときは、事業完了後1箇月以内に報告書を提出すること。

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所  
氏 名 印  
電話番号

年度湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

交付決定期間	年 月 ~ 年 月
実績報告期間	年 月 ~ 年 月
家賃実績	金 円
添付書類	1 世帯全員の住民票 (発行日から1箇月以内のものとし、写しでも可) 2 補助対象事業に係る家賃の支払いを証明するもの

様式第7号(第8条関係)

第 年 月 号  
号 日

様

湯梨浜町長

印

年度湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金の額の確定について(通知)

年 月 日付第 号で交付決定したこの補助金については、年 月  
日付で提出のあった実績報告書のとおり適正に執行されたものと認め、次のとおり額を確定しましたので、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金の確定額 金 円 ( 年 月分～ 年 月分)

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所  
氏名 印  
電話番号

湯梨浜町移住定住者家賃助成事業変更承認申請書

年 月 日第 号で交付決定のあった 年度湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金について、下記のとおり変更がありましたので、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

異動項目	異動内容	異動年月日	添付書類
住宅部分の家賃額	変更後の家賃額 (月額) 円	年 月分から	変更後の賃貸借 契約書の写し等
住宅手当額	申請者・配偶者・同居者 (いずれかに○)	年 月分から	住宅手当の額が 確認できる書類 又は住宅手当支 給証明書(様式 第2号)
	変更後の手当額 (月額) 円		
実質家賃負担額	(住宅部分の家賃) - (住宅手当) 円	年 月分から	
住宅の貸主 (家賃支払いの証明者)	住所	年 月 日	変更後の賃貸借 契約書の写し等
	電話		
	氏名・名称		
	管理会社 又は管理		

異動項目	異動内容	異動年月日	添付書類	
転居等	1 世帯全員が転居 2 世帯のいざれかが転居	年 月 日	住民票	
	1 町内 2 町外			
	以下の項目は町内に転居された方のみ記入			
	住所			
	賃貸住宅名			
	電話			
	転居先住居 内容	民間賃貸住宅 ・ 公営住宅 一戸建住宅（購入） ・ 一戸建住宅（賃貸） 官舎、社宅等 その他（ ）		
	賃貸借契約 年月日	年 月 日		
	借主 (契約者氏名)			
	その他	変更等を証する書類を添付すること。		

様式第9号(第12条関係)

第 年 月 号  
日

様

湯梨浜町長

印

年度湯梨浜町移住定住者家賃助成事業変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった、 年度湯梨浜町移住定住者家賃助成事業の変更については、下記のとおり承認するので、湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 変更後の交付決定の額

変更交付決定額 金 円 ( 年 月分 ~ 年 月分)

2 変更に係る交付決定の内容

年 月 日付の湯梨浜町移住定住者家賃助成事業補助金変更承認申請書記載のとおり。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第12条関係）